

仙台市告示第 126 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき，騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 の 1 の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

仙台市長 奥山 恵美子

地域の類型	地域
A A	青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）
A	1 第 1 種低層住居専用地域 2 第 2 種低層住居専用地域 3 第 1 種中高層住居専用地域 4 第 2 種中高層住居専用地域（A A の項に掲げる地域を除く。）
B	1 第 1 種住居地域 2 第 2 種住居地域 3 準住居地域 4 近隣商業地域（A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）
C	1 近隣商業地域（B の項に掲げる地域を除く。） 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域

備考 地域の名称は，都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定めるところによる。